

予備自衛官勤続記念き章に関する事務手続について（通達）

陸 幕 人 計 第 390 号
昭 和 59 年 10 月 31 日

改正 平成元年2月10日陸幕法第25号 平成3年11月15日陸幕人計第357号
平成7年2月23日陸幕人計第59号 平成18年7月28日陸幕人計第355号
平成21年2月3日陸幕法第10号 平成29年3月24日陸幕人計第161号
平成31年4月19日陸幕法第133号 令和元年6月27日陸幕法第68号
令和3年3月12日陸幕法第101号

各方面総監 殿

陸上幕僚長

（例規25）

予備自衛官勤続記念き章に関する事務手続について（通達）
（人教定第210号）

標記について、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令の一部を改正する訓令（昭和59年防衛庁訓令第44号）により予備自衛官勤続記念き章（以下「勤続記念き章」という。）の着用資格を取得した予備自衛官に係る事務手続は、下記により実施されたい。

記

- 1 勤続記念き章着用資格記録簿の作成及び保管
地方協力本部長は、担当する予備自衛官に関し、別紙第1に示す勤続記念き章着用資格記録簿を作成・保管し、着用資格者の現況を明確にしておくものとする。
- 2 勤続記念き章着用資格証明書の交付
地方協力本部長は、勤続記念き章着用資格記録簿に基づき、別紙第2に示す勤続記念き章着用資格証明書を当該予備自衛官に交付するものとする。
- 3 勤続記念き章の購入
勤続記念き章の購入に当たっては、当該勤続記念き章着用資格証明書を呈示して購入させるよう指導するものとする。
- 4 勤続記念き章着用資格記録簿の移管
地方協力本部長は、予備自衛官が担当を異にした場合、新担当地方協力本部長に勤続記念き章着用資格記録簿を移管するものとする。
- 5 勤続記念き章着用資格証明書交付数の報告
各方面総監は、勤続記念き章着用資格証明書の交付数を様式別紙第3によりとりまとめ、当該年度終了後30日以内に陸上幕僚長に報告するものとする。（人計定第214号）

添付書類：別紙第1～別紙第3

配布区分：自衛隊各地方協力本部長

別紙第 1

勤続記念き章着用資格記録簿		
階級、氏名 担当地本	日 付	種 類

寸法：日本産業規格 A 4

別紙第 2

<p>勤続記念き章着用資格証明書</p> <p>担当地本</p> <p>階級 氏名</p>	<p>右の者は第 号勤続記念き章の着用資格者であることを証明する</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>〇〇地方協力本部長 階級 氏名 印</p>
---	--------------------------------------	-----------------	--------------------------

寸法：日本産業規格 A 5

別紙第3

陸上幕僚長 殿

発簡番号
発簡日付
発簡者

令和 年度勤続記念き章着用資格証明書交付数
(人教定第210号)

階級群	地本																			
	種類(号俸)				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
幹部																				
准尉																				
曹																				
士																				
計																				

階級群	地本												方面区							
	種類(号俸)				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
幹部																				
准尉																				
曹																				
士																				
計																				

寸法：日本産業規格 A 4

注：海上自衛隊の予備自衛官については括弧書き、航空自衛隊の予備自衛官については二重括弧書きとし、外数として記入する。